

（教育庁用）

認定事務の手引き

通勤手当

平成29年5月

教育企画部教職員課
総務事務厚生課手当班

目 次

第 1	通勤手当の概要及び趣旨	2
第 2	支給要件	2
第 3	支給額	4
1	支給額	4
2	自動車等使用距離（認定距離）の測定方法	5
3	交通機関等利用距離（認定距離）の測定方法	5
4	夜間勤務の回数	5
第 4	運賃等相当額の算出	7
1	算出基準	7
2	算出方法	1 1
第 5	距離対応額の算出	1 2
1	算出基準	1 2
2	算出方法	1 2
第 6	併用者における運賃等相当額及び距離対応額の算出	1 3
1	距離対応額算出上の注意点	1 3
2	併用者における経路認定上の注意点	1 3
第 7	支給方法	1 4
1	支給手続	1 4
2	職員の届出義務	1 4
3	認定手続等	1 5
第 8	支給の始期、終期及び支給額改定の時期	1 6
第 9	随時確認	1 8
1	随時確認の実施	1 8
2	随時確認の時期	1 8
3	随時確認の方法及び確認事項	1 8
4	随時確認の記録	1 8
第10	不支給・日割等	1 8
1	支給しない場合	1 8
2	日割計算を必要とする場合	1 8
第11	新幹線鉄道等に係る特別加算	1 9
1	加算の概要及び趣旨	1 9
2	加算対象者	1 9
3	支給要件	2 1
4	特別加算を認めた場合の通勤手当額	2 3
5	高速加算額の翌月精算	2 4
6	認定手続	2 5
7	随時確認	2 6
8	その他	2 6
第12	鉄道等 6 箇月定期券制度	2 6
1	基本的な支給方法	2 6
2	支給対象期間の途中で新たに鉄道及び西鉄バスを利用する場合	2 7
3	鉄道等の利用に変更が生じた場合	2 7
4	その他	3 1

第1 通勤手当の概要及び趣旨

通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使用することを常例とする職員に支給される実費弁償的性格を持つ手当である。

条例第13条の4第1項

第2 支給要件

1 支給要件

次表の要件を満たすものについては、区分欄に応じた者として通勤手当を支給する。

条例第13条の4第1項

区 分	要 件
交通機関等利用者 (併用者を除く。)	(1) 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。)のため交通機関等(交通機関又は有料道路をいう。)の利用を常例とすること (2) 運賃等(運賃又は料金をいう。)の負担を常例とすること (3) 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ただし、通勤困難職員は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であることを要しない。
交通用具使用者 (併用者を除く。)	(1) 通勤のため自動車等(自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、県、国又は他の地方公共団体の所有に属するものを除く。)を使用することを常例とすること (2) 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ただし、通勤困難職員は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であることを要しない。
併用者	(1) 通勤のため交通機関等を利用し、かつ自動車等の使用を常例とすること (2) 運賃等の負担を常例とすること (3) 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ただし、通勤困難職員は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であることを要しない。

条例第13条の4第1項1号

条例第13条の4第1項2号

条例第13条の4第1項3号

「住居」

職員の生活の本拠となっているものに限る。ホテル、友人宅等で一時的な居所となるものは含まない。

「勤務公署」

- (1) 公署に支所、出張所その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。
- (2) 本庁の場合は、課、室等とする。
- (3) 兼務者の場合は、本務の公署及び兼務の公署をそれぞれ勤務公署とする。
- (4) 研修の場合は、その期間が給与期間(月の一日から末日まで)の全日数にわたって研修を受ける場合には、当該研修所を勤務公署とみなす。

規則第12条の11第1項

運用通知第4の1の(1)

運用通知第4の1の(4)

運用通知第4の1の(2)

「交通機関」

鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいう。

規則第12条の11第2項

「有料道路」

法令の規定によりその通行又は利用について料金を徴する道路(トンネル、橋、道路用エレベーター等の施設で道路と一体となってその効用を全うするものを含む。)をいう。

規則第12条の11第2項

「通勤距離」

住居の出入口から勤務公署において出勤が確認される場所(出勤簿が置かれた場所)までの距離をいう。

運用通知第4の2の(1)

この距離を測定する場合は、一般に利用しうる最短の経路による。

「一般に利用しうる最短の経路」 通常大多数の人が通るであろうと一般に認められる経路をいい、この経路が2以上ある場合は最も短い距離にある経路をいう。 なお、「大多数の人」については、職員の居住する地域の住民で判断して差し支えない。 「通勤困難職員」 次のいずれかに該当し、かつ、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 ・ 住居又は勤務公署のいずれかの一が離島等にある職員 ・ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員 なお、障がい、下肢の障がいのみならず、視覚器、聴覚器、平衡器等の機能障がいを含む。	規則第12条の12 運用通知第4の2の(3) 規則第12条の16 運用通知第4の5
例 1 通勤 ① 職員が辞職の日に単に辞令を受け取りに來ただけでは、「勤務のため」の往復行為とは言えないため、通勤行為があったとは認められない。 ② 研修・出張している職員が、帰郷の際に勤務公署に立ち寄っても「往復」行為がないので、通勤行為があったとは認められない。	
例 2 「常例」の取扱い ① 一定期間の通勤方法の変更の場合 その職員が通勤する限り、原則として同様の状態が1箇月以上にわたって継続すると認めうる場合に常例とみなす。 ② 日によって通勤の方法を異にする場合 その者が通勤のために利用することを原則としている方法をもってその者の常例とする通勤の方法とみなす。 なお、原則としている方法がいずれの方法であるか判定し難いときは、年間を通じて主として用いている通勤の方法による。	
例 3 研修の取扱い ① 勤務には研修を含み、その期間が給与期間（月の一日から末日まで）の全日数にわたって研修を受ける場合には、当該研修所を勤務公署とみなす。 ただし、出張によって研修を受ける場合は、出張の取扱いに従う。 ② 研修中の滞在者に対し、研修期間中旅費が支給されている場合、その旅費に宿泊料（これに相当するものを含む。）が支給されているときは、宿舍と研修所間が2キロメートル以上で受講者に通勤類似の行為があっても通勤として取り扱わない。	運用通知第4の1の(2) ・ (3)
例 4 自動車等の相乗りによる通勤の場合 職員が他の県職員（県費負担教職員、県警察職員を含む。以下同じ。）と自動車等の相乗りによる通勤をしている場合、自動車等1台につき、当該自動車等を自ら使用することを常例とする職員1人に対してのみ通勤手当を支給できる。	26教総第362号 26教教第282号 平成26年5月14日
例 5 職員が運転しない交通用具による通勤の場合 職員が無免許のため、職員の配偶者（県職員ではない。）が勤務公署まで送り迎えする場合も、職員に通勤手当を支給することができる。	

例 6 徒歩により通勤するものとした場合の通勤経路の取り方

原則としては、徒歩による通行が可能な国道、県道等の公道を通つての経路を基にすることになるが、神社の参道等のような公道以外の道路であっても、現に多数の人が通行に利用しており、所有者に通行を制限するような意志が見受けられないような状況にあるものは経路として認めて差し支えない。

第 3 支給額

条例第13条の4第2項

1 支給額 次表の各区分に応じた支給額欄に掲げる額を支給する。

区 分	支 給 額				
交通機関等利用者 (併用者を除く。)	<table> <tr> <td>認 定</td><td>運賃等相当額 (第4の1で示す基準により算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額)</td></tr> <tr> <td>支 給</td><td> (鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1箇月分 (その他) → 1 箇月分 </td></tr> </table>	認 定	運賃等相当額 (第4の1で示す基準により算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額)	支 給	(鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1箇月分 (その他) → 1 箇月分
認 定	運賃等相当額 (第4の1で示す基準により算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額)				
支 給	(鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1箇月分 (その他) → 1 箇月分				
交通用具使用者 (併用者を除く。)	<table> <tr> <td>認 定</td><td>距離対応額 × 支給対象期間の月数</td></tr> <tr> <td>支 給</td><td>距離対応額 (1 箇月分)</td></tr> </table>	認 定	距離対応額 × 支給対象期間の月数	支 給	距離対応額 (1 箇月分)
認 定	距離対応額 × 支給対象期間の月数				
支 給	距離対応額 (1 箇月分)				
併用者	<table> <tr> <td>認 定</td><td>運賃等相当額 + (距離対応額 × 支給対象期間の月数)</td></tr> <tr> <td>支 給</td><td> (鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1 箇月分 (その他) → 1 箇月分 </td></tr> </table>	認 定	運賃等相当額 + (距離対応額 × 支給対象期間の月数)	支 給	(鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1 箇月分 (その他) → 1 箇月分
認 定	運賃等相当額 + (距離対応額 × 支給対象期間の月数)				
支 給	(鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1 箇月分 (その他) → 1 箇月分				
- 自動車等使用距離が1km以上かつ交通機関等利用距離がおおむね1kmを超える職員 - 自動車等使用区間又は交通機関等利用区間のうち、1km未満である区間について通勤困難職員である職員	<table> <tr> <td>認 定</td><td> 運賃等相当額 距離対応額 × 支給対象期間の月数 } いずれか高い額 </td></tr> <tr> <td>支 給</td><td> (鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1 箇月分 (その他) → 1 箇月分 </td></tr> </table>	認 定	運賃等相当額 距離対応額 × 支給対象期間の月数 } いずれか高い額	支 給	(鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1 箇月分 (その他) → 1 箇月分
認 定	運賃等相当額 距離対応額 × 支給対象期間の月数 } いずれか高い額				
支 給	(鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1 箇月分 (その他) → 1 箇月分				
上記以外の併用者	<table> <tr> <td>認 定</td><td> 運賃等相当額 距離対応額 × 支給対象期間の月数 } いずれか高い額 </td></tr> <tr> <td>支 給</td><td> (鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1 箇月分 (その他) → 1 箇月分 </td></tr> </table>	認 定	運賃等相当額 距離対応額 × 支給対象期間の月数 } いずれか高い額	支 給	(鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1 箇月分 (その他) → 1 箇月分
認 定	運賃等相当額 距離対応額 × 支給対象期間の月数 } いずれか高い額				
支 給	(鉄 道・西鉄バス) → 支給対象期間分 (西鉄バス100円区間) → 1 箇月分 (その他) → 1 箇月分				

夜間勤務の回数に係る加算

- ・ 夜間勤務が1 箇月 5 回以上の職員

鉄 道・西鉄バス : 1 箇月定期券の額	} × 20% の額
その他: 1 箇月分	

1, 5 0 0 円
いずれか高い額を加算
- ・ 夜間勤務が1 箇月 4 回以下の職員

鉄 道・西鉄バス : 1 箇月定期券の額	} × 10% の額
その他: 1 箇月分	

7 5 0 円
いずれか高い額を加算

※上記の加算は、交通機関利用者及び併用者の場合であるので注意すること。

「距離対応額」

規則別表第1の自動車等の使用距離(片道)の欄に掲げる距離区分に応じた同表の額の欄に掲げる額

規則第12条の20

「夜間勤務」

正規の勤務時間の始め又は終わりが午後10時から翌日の午前6時までの間となる勤務をいう。

勤務時間の終わりが午後10時の職員及び始めが午前6時の職員を含む。

規則第12条の17

2 自動車等使用距離（認定距離）の測定方法

- (1) 自動車等使用者
住居（建物）の出入口から勤務公署の庁舎の出入口までの距離をいう。
- (2) 併用者
ア 住居（建物）又は勤務公署の庁舎の出入口から交通機関の利用駅（停留所を含む。）の出入口までの距離をいう。
イ 交通機関の利用駅の出入口から交通機関の利用駅の出入口までの距離をいう。
- (3) この距離を測定する場合は、一般に利用しうる最短の経路による。
具体的には国道、県道、市町村道のうち、職員の居住地から勤務公署までの経路について大多数の人が自動車等で通常利用するであろう最短の経路をいう。
したがって、職員が現に利用している経路と認定経路とが相違することは当然にありうる。
また、所属において「一般に利用しうる最短の経路」と定めた経路よりも職員が裏道等を利用して更に短い距離で通勤している場合は、職員が現に利用している経路で認定を行う。
- (4) この距離を測定する場合の一般に利用しうる最短の経路は、交通用具の種類によって相違することもありうる。
- (5) 自動車等使用距離が1 km以上あるかどうかを判断する際に、自動車等の使用区間が2以上ある場合は、それらの区間の距離がいずれも1 km未満であるものを除く。

運用通知第4の2の(1)

規則第12条の12

規則第12条の21

3 交通機関等利用距離（認定距離）の測定方法

- (1) 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離により測定する。
- (2) 2以上の交通機関等を乗り継ぐ場合
ア 乗り継ぐ間に自動車等を使用していない場合
住居（建物）又は勤務公署の庁舎の出入口から当該交通機関を利用し、次に乗り継ぐこととなる交通機関の利用駅の出入口までの距離をいう。
イ 乗り継ぐ間に自動車等を使用している場合
住居（建物）又は勤務公署の庁舎の出入口から当該交通機関の利用駅の出入口までの距離をいう。
- (3) 交通機関等利用距離がおおむね1 kmを超えるかどうかを判断する際には、併用者において交通機関等の利用区間が2以上ある場合は、それらの区間の距離を合計した距離により判断する。
なお、文言上は、規則第12条の21において「その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。」、運用通知第4の7の(1)において「通常徒歩によることを例とする距離とは、おおむね1キロメートル以内の距離をいうものとする。」と規定されている。

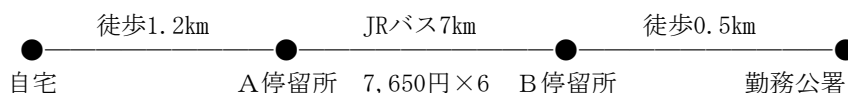
4 夜間勤務の回数

- (1) 月の初めにその月の夜間勤務の回数があらかじめ割り振られた場合は、そのあらかじめ割り振られた1箇月の回数による。勤務割の変更等により夜間勤務に従事した回数に変更があったとしてもあらかじめ割り振られた回数による。
- (2) 月の初めに1箇月の回数があらかじめ割り振られない場合は、当該月を通して割り振られた回数を合算した回数をもって夜間勤務の回数とする。

運用通知第4の18の(1)・(2)

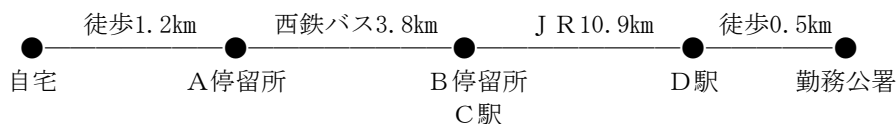
例 7 交通機関等利用者

①



A停留所－B停留所間の運賃等相当額 $7,650円 \times 6 = 45,900円$ が認定額となる。

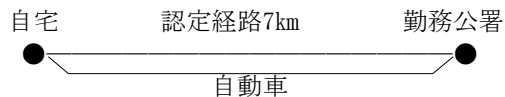
②



40,700円（6箇月定期） 39,310円（6箇月定期）

A停留所－B停留所間の運賃等40,700円（6箇月定期）及びC駅－D駅間の運賃等相当額39,310円の合計額80,010円が認定額となる。

例 8 交通用具使用者

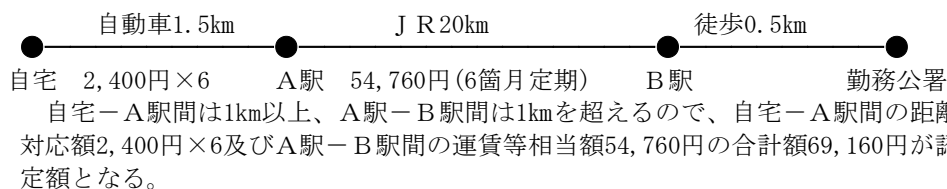


本人が実際に利用している経路8.5km

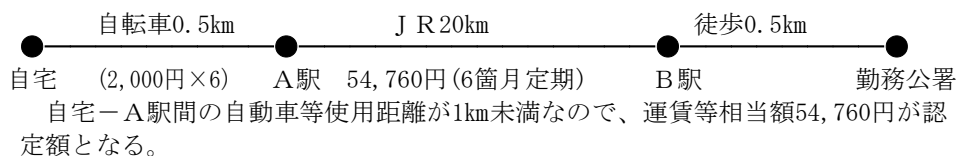
自宅から勤務公署間の認定経路(7km)の距離対応額6,000円×6＝36,000円が認定額となる。

例 9 併用者

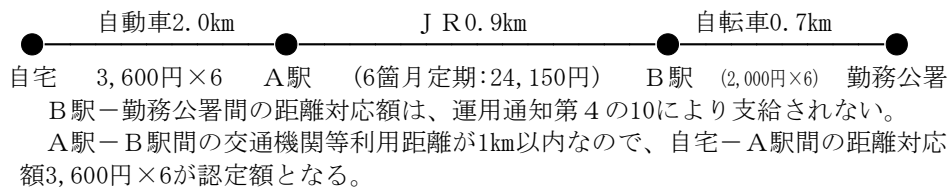
①



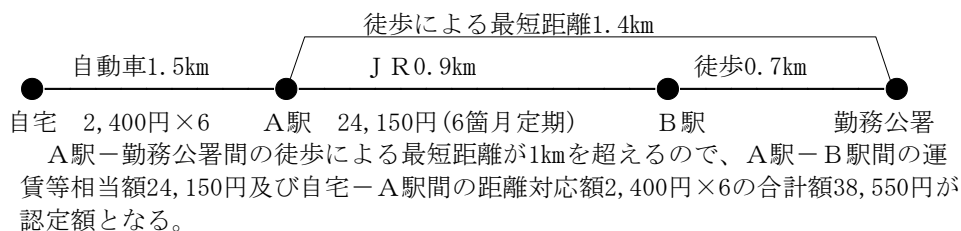
②



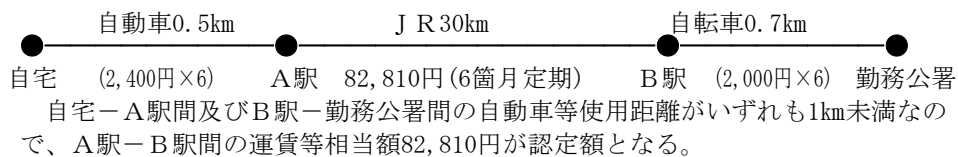
③



④



⑤



⑥	徒歩による最短距離1.5km 自転車2.0km 西鉄バス0.8km JR0.9km 自転車1.5km 自宅 A停留所 B停留所・C駅 D駅 勤務公署 3,100円×6 36,410円(6箇月定期) 24,150円(6箇月定期) 2,000円×6 A停留所－D駅間の徒歩による最短距離が1kmを超えるので、A停留所－B停留所間の運賃等36,410円(6箇月定期)及びC駅－D駅間の運賃等24,150円(6箇月定期)の合計額60,560円が運賃等相当額となる。 自宅－A停留所間及びD駅－勤務公署間の自動車等使用距離がそれぞれ1km以上なので、それぞれの距離対応額を支給できる。 認定額は、91,160円(60,560円+3,100円×6+2,000円×6)となる。
---	--

第4 運賃等相当額の算出

1 算出基準

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法（原則として職員が現に利用している経路、方法のうち著しく不適当と認められるものを排除した後のものであり、基本的には職員が現に利用している経路、方法を尊重する。）による運賃等の額による。</p> <p>(2) 職員が現に利用している経路、方法に著しく不適当と認められるものが含まれる場合には、他に利用しうる交通機関による運賃等の額による。</p> <p>なお、他に利用しうる交通機関を検討する場合は、職員が利用している交通機関の利用駅に至るまでの条件と五十歩百歩の条件にある交通機関の範囲について考慮する。</p> <p>(3) 正当な理由がある場合を除き、往路と帰路は同一の通勤経路・方法によるものでなければならない。</p> <p>なお、正当な理由に該当する場合としては、正規の勤務時間が深夜又は早朝に及ぶこと等社会通念上やむを得ないと認められる理由によって通勤の経路及び方法について往路と帰路を異にすることを余儀なくされる場合等があり、個人的な理由は含まれない。</p> <p>また、正当な理由によらず、往路と帰路の通勤経路・方法が異なる場合は、運賃時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額による。</p> <p>(4) 2以上の種類を異にする交通機関等を乗り継いで通勤する職員の交通機関等のうち、その者の住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離内（おおむね1キロメートル以内の距離）においてのみ利用する交通機関等は、原則として運賃等相当額の算出基礎とすることはできない。</p> <p>なお、2以上の交通機関等が種類を異にするとは、それらの交通機関等について共通の定期券（通しで購入した場合に特別の割引があるものをいい、利用者の利便を考慮して複数枚の定期券を1枚にまとめただけのものは含まない。）が発行されていないことをいう。</p> <p>(5) 有料道路料金を運賃等相当額の算出基礎とできる場合</p> <p>ア 住居又は勤務公署の一方が島にあり、有料道路しかない場合</p> <p>イ 住居又は勤務公署の一方が島にあり、有料道路と一般道路の両方があるが、有料道路を利用することが通勤時間又は通勤距離の短縮につながり、明らかに合理的と判断できる場合</p> <p>ウ 住居又は勤務公署の一方が湖、湾、海峡及び川の対岸等にあり有料道路を利用することが通勤時間又は通勤距離の短縮につながり、明らかに合理的と判断できる場合</p> <p>エ その他、一般道路が冬期間凍結等により通勤不可能な状態になるため有料道路を利用しなければならない等、特別な事情がある場合</p> <p>ただし、イ及びウについては、通勤時間又は通勤距離が2分の1程度以下に短縮され、かつ、付近の大半の住民が有料道路を利用する場合に適用することとする。</p> <p>高速自動車国道等に関する特別加算制度については、第11を参照のこと。</p> | <p>規則第12条の18第1項
運用通知第4の7の(2)</p>
<p>運用通知第4の7の(3)</p>
<p>規則第12条の18第2項
運用通知第4の7の(4)</p>
<p>運用通知第4の7の(1)</p>
<p>運用通知第4の7の(5)</p> |
|---|---|

例10 経済的、合理的な通勤経路、方法

① タクシーの取扱い

タクシーは交通機関に含まれるが、「経済的、合理的な通常の通勤経路、方法」とは認められないので、運賃等相当額算出にあたっては他の交通機関による経路、方法による。

② J R博多南線の取扱い

職員が現に J R 博多南線を利用する場合は、運賃等相当額算出の基礎とすることができる。

③ 高速バス等の取扱い

高速バス等（有料道路を利用して運行する交通機関をいう。）は、通勤所要時間及び運行回数等から通常の合理的な通勤経路と判断されるので、運賃等相当額算出の基礎とすることができる。

④ 西鉄バスの取扱い

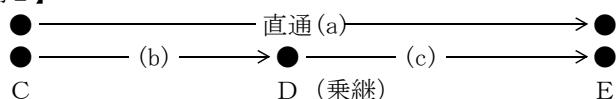
西鉄バスはエコ企業定期券の認定となっている（100円区間を除く。）。福岡・北九州都市圏についてはフリー定期券や得パス（北九州都市圏）の金額と、具体的な路線ごとに、購入可能なエコ企業定期券との比較をした上で、より経済的と認められる定期券額を運賃等相当額とする。

【例1】片道運賃230円（フリー定期券・得パス利用圏内）

●	→ (直通) →	●
A		B
ア	エコ企業定期券：1 箇月 9,660円	3 箇月 27,530円 6 箇月 49,270円
イ	フリー定期券：1 箇月 11,250円	3 箇月 32,060円 6 箇月 63,790円
ウ	得パス：1 箇月 12,000円	3 箇月 33,000円 6 箇月 64,000円

より低廉なのはアであるので、アにより認定する。

【例2】



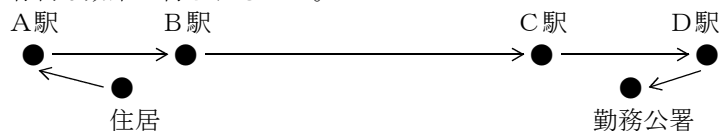
- (a)のエコ企業定期券 < フリー定期券 < (b) + (c)の乗継エコ企業定期券
- ・ 直通バスを利用している場合：(a)のエコ企業定期券で認定。
- ・ 乗り継いで利用している場合：フリー定期券で認定。
- ・ 乗り継いでいるが、乗り継ぎ地点Dが(a)のルート上である場合：
 - (a)のエコ企業定期券で乗車することができるので、(a)のエコ企業定期券で認定。

注) エコ企業定期券額については西日本鉄道株式会社のホームページを参照すること（乗り継ぎの場合のエコ企業定期券額については、直接問い合わせること。）。

⑤ 快速電車等の取扱い

○ 同一交通機関内において住居又は勤務公署の方向と逆方向にある駅を職員が現に利用し通勤している場合（住居又は勤務公署から当該駅までの間を徒歩により通勤している者に限る。）、次のうちいずれか1つを満たすときには、職員が現に利用している経路が通勤所要時間及び運行回数等から通常の合理的な通勤経路と判断されるので、現に利用している区間に係る運賃等相当額を認定の対象とする。

- ・ 職員が現に利用している駅と同一交通機関のその他の駅と比較した場合、職員が現に利用している駅の方が、住居又は勤務公署から距離的に近いこと。
- ・ 職員が現に利用している駅には、快速電車等（特定の駅のみ停車する電車又はバス等で、普通料金で乗車できるものをいう。）が停車することにより、通勤上有利な効果が得られること。



A 駅及び D 駅：快速電車等停車駅
 B 駅及び C 駅：快速電車等非停車駅
 A 駅—D 駅間で認定する。

事務連絡

平成5年4月26日

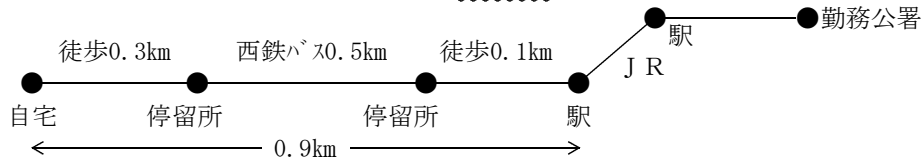
21教総第1389号

21教教第2050号

平成21年9月18日

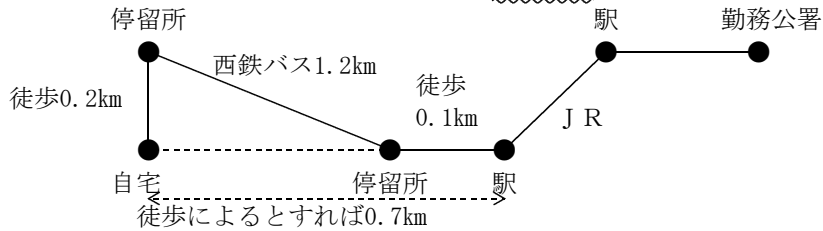
例12 2以上の種類を異にする交通機関等

① 運賃等相当額の算出基礎とすることができない場合（1）



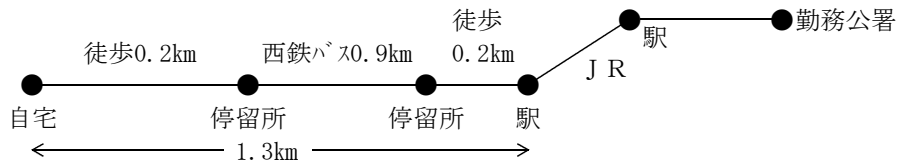
住居から通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する西鉄バスに係る運賃は、運賃等相当額の算出基礎とすることができない。

② 運賃等相当額の算出基礎とすることができない場合（2）



①と同様、西鉄バスに係る運賃を運賃等相当額の算出基礎とすることはできない。

③ 運賃等相当額の算出基礎とすることができる場合



バスに係る運賃を運賃等相当額の算出基礎とすることができる。

2 算出方法

- (1) 下表の各区分に応じて算出した**運賃等相当額の総額（1円未満切り捨て）**
 なお、各交通機関における**運賃等相当額の計算に銭位未満の端数がある場合は、銭位未満四捨五入**の方法によって算出した額を基礎として額を算定する。

区 分	運賃等相当額
通常勤務者	
鉄道・西鉄バス	通用期間6箇月の定期券の額
西鉄バス100円区間 を利用している者	回数券等の通勤21回分の運賃等の額×6
鉄道・西鉄バス以外	
定期券を使用してい る者	通用期間1箇月の定期券の額×6 定期券の通用期間がその月の初日にかかる場合に限る。
定期券を使用してい ない者	回数券等の通勤21回分の運賃等の額と通用期間1箇月 の定期券の額のいずれか低廉な額（バス乗り継ぎ運賃割 引が実施されている場合は、その割引後の運賃の額を基 に21回分の運賃等の額と定期券の額のいずれか低廉な 額。）×6
交替制勤務に従事する職員等（以下「交替制勤務者等」という。）	
鉄道・西鉄バス	「通用期間6箇月の定期券の額（A）」が「回数券等の平 均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額に6を乗 じた額（B）」より低廉な場合→A、逆の場合→B
鉄道・西鉄バス以外	回数券等の平均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等 の額と通用期間1箇月の定期券の額のいずれか低廉な額 ×6

規則第12条の19
運用通知第4の8の(3)

「交替制勤務者等の平均1箇月当たり通勤所要回数」

平均1箇月当たり通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除した数（端数処理は行わない。）とする。

- (2) その他

正当な理由により往路と帰路の通勤経路・方法を異にする場合

往路と帰路の通勤経路・方法を異にする場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等を利用するそれぞれの区間について、規則第12条の19第1項各号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

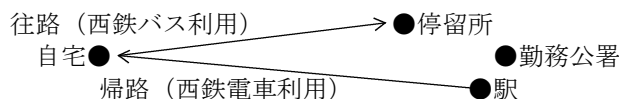
運用通知第4の8の(2)

規則第12条の19第2項

例13 正当な理由により往路と帰路が異なる場合

往路は西鉄バス（都心フリー区間）を利用し、帰路は西鉄電車を利用する場合

※ 西鉄バス区間については、nimocaの割引率により認定を行うが、利用区間が都心フリー又は得パス区間である場合は、より低廉となる券種により認定を行うこと。



往路：西鉄バス片道運賃(270円)×7,554/7,980×21=5,367.3157≒5,367.32(銭位未満四捨五入)
 nimoca 32,202円(5,367円×6箇月)<都心フリー(エコ企業)6箇月定期 63,790円

帰路：西鉄電車回数券(210円)×10/11×21=4,009.0909≒4,009.09(銭位未満四捨五入)
 回数券 24,054円(4,009円×6箇月)<6箇月定期 40,940円

運賃等相当額=5,367.32円+4,009.09円=9,376.41円≒9,376円(1円未満切捨)
 9,376円×6箇月=56,256円(認定額)

例14 通学用定期券等を利用している職員

通学用定期券、障がい者割引適用の定期券又は高齢者割引適用の定期券を職員が現に利用して通勤している場合には、その定期券の価額を運賃等相当額の算出の基礎とする。

第5 距離対応額の算出

1 算出基準

- (1) 一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。
したがって、必ずしも職員が申請した通勤経路とは一致しない。
- (2) 一方通行により自動車等の使用距離が往路と帰路で異なることとなる場合については、往路と帰路の自動車等の使用距離を合計したものの2分の1をもって、自動車等の使用距離（片道）とする。

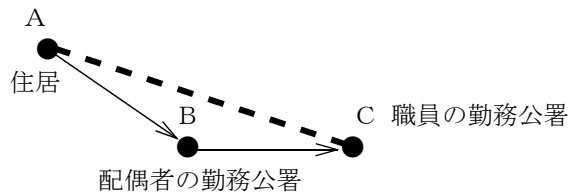
規則第12条の12

運用通知第4の9

例15 自動車等の相乗りによる通勤の場合

双方ともに県職員である職員と配偶者が1台の自動車で通勤しており、職員が配偶者の勤務先を経由して運転している場合

26教総第362号
26教教第282号
平成26年5月14日



職員が自動車を自ら使用することを常例とする職員となることから、職員に対してのみ通勤手当を支給することとなる。

なお、通勤届の経路は実際に利用している経路（A→B→C）となるが、通勤手当の認定は、職員についてのみA－C間において一般に利用しうる最短の経路で行う。

例16 より低廉となる経路を利用する職員

距離対応額算出にあたっては、基本的には一般に利用しうる最短の経路によるものであるが、より低廉となる経路を職員が現に利用している場合には、一般に利用しうる最短の経路で認定すると、職員の経費負担以上に通勤手当を支給することとなるので、職員が現に利用している経路により認定する。

例17 有料道路を利用する職員（特別加算を除く。）

- ① 有料道路料金を運賃等相当額の算出基礎とできる場合
職員が現に利用している経路（有料道路）により認定する。
- ② 有料道路料金を運賃等相当額の算出基礎とできない場合
一般道路のうち一般に利用しうる最短の経路で認定する。
ただし、通行料金を含んだところでの認定額が上記の認定額よりも低額となる場合は、有料道路利用を認めたところでの経路で認定する。

運用通知第4の7の(5)

2 算出方法

距離対応額（規則別表第1の自動車等の使用距離（片道）の欄に掲げる距離区分に応じた同表の額の欄に掲げる額）による。

規則第12条の20

第6 併用者における運賃等相当額及び距離対応額の算出

運用通知第4の10

1 距離対応額算出上の注意点

併用者において自動車等の使用区間が2以上ある場合には、それぞれの距離区分に対応する距離対応額を合計した額を「距離対応額」とする。

ただし、1の区間の自動車等の使用距離が1キロメートル未満の場合は、その区間については距離対応額算出の基礎とすることはできない。

2 併用者における経路認定上の注意点

- (1) 原則として住居又は勤務公署の方向と逆方向にある駅を利用することは認めない。
- (2) 職員の居住する地域の大多数の住民が勤務公署の方向とは逆行する利用駅を利用している場合は、逆行を認める。
- (3) 勤務公署の方向に向かう利用駅を利用している場合は、現に利用している利用駅を基に認定する。

教職員月報No. 170

例18 併用者における距離対応額の算出

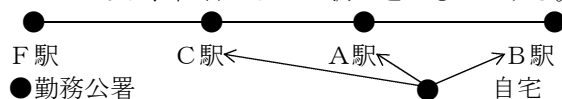
- ①

自動車3.3km 3,600円 駅 駅 2,000円 勤務公署
距離対応額=3,600円+2,000円=5,600円
- ②

自動車3.3km 3,600円 駅 駅 2,000円 勤務公署
距離対応額=3,600円
1の区間の自動車等の使用距離が1キロメートル未満なので、距離対応額の算出基礎とはできない

例19 併用者における交通機関の利用駅

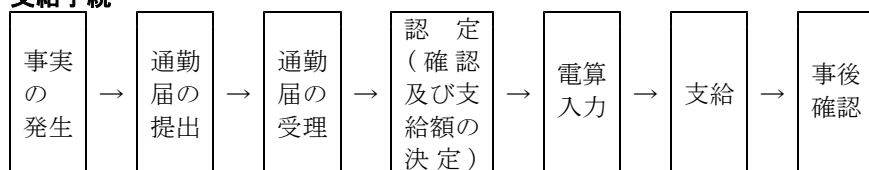
〔設例〕 職員が自動車で駅まで行き、交通機関で通勤する場合。
なお、住居からはA駅が近いものとする。



- ① 職員の居住する地域の大多数の住民は通常A駅を利用しているが、駐車場が確保できないために職員はB駅を利用している場合には、自宅－A駅間の経路で認定する。
 - ② 職員の居住する地域の大多数の住民が快速電車等が発着するB駅を利用している場合は、職員が現に自宅－B駅間を利用していれば、自宅－B駅間の経路で認定する。
 - ③ 職員の居住する地域の大多数の住民は通常快速電車等が発着するB駅を利用しているが、職員が現にA駅を利用していれば、自宅－A駅間の経路で認定する。
 - ④ 職員の居住する地域の大多数の住民は通常A駅を利用しているが、職員が現にA駅よりも勤務公署に近いC駅を利用していれば、自宅－C駅間の経路で認定する。
- なお、職員がC駅を利用する理由が、子供をC駅前にある保育園に預けるためといった個人的都合によるものであっても、勤務公署に近づく方向で利用する限りにおいては、原則として認められる。

第7 支給方法

1 支給手続



2 職員の届出義務

(1) 届出が必要な場合

- ア 新たに通勤手当の支給要件を具備した場合
- イ 任命権者を異にして異動した場合
- ウ 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

「負担する運賃等の額の変更」

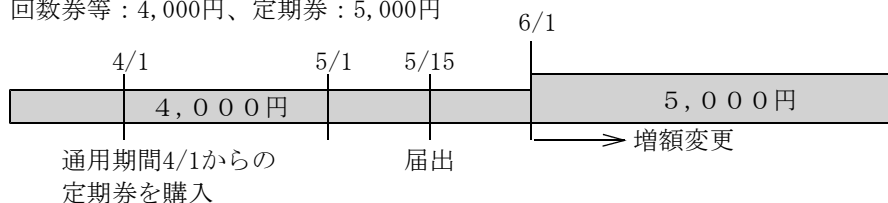
職員が交替制勤務から普通勤務に変わる等の勤務態様の変更によるものを含む。
 通用期間の月数の異なる定期券の購入又は利用する乗車券の種類の変更によるものを含まない。ただし、認定額の変更につながる場合は、手当の支給の原則に基づき職員からの新たな届出によることとなる。

規則第12条の14

運用通知第4の3の(4)

例20 回数券等を利用していた職員が定期券に変更した場合

回数券等を利用していた職員が定期券に変更した場合、定期券の額>回数券等の額の時には定期券の額で認定することとなり、認定額の変更となるので、あくまでも職員からの新たな届出により認定替えを行うこととなる。(鉄道・西鉄バス以外の場合)
 回数券等：4,000円、定期券：5,000円



(2) 添付書類

- ア 住民票（※住居変更の場合のみ）
- イ 地方公務員災害補償法別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員…身体障害者手帳その他当該障がいについての証明書又は医師の診断書
 その他地方公務員災害補償法別表に定める程度の障がいのため歩行することが著しく困難であることを証明できる書類
- ※ 任期終了後、再び同一校に任用された臨時的任用職員等であって、任用期間満了日の属する月の翌月までに任用された者については、当初の届出事項に変更がないため認定権者において改めて徴する必要がないと認めた添付書類については省略することができる。

(3) 通勤届の提出先

- ア 本 庁… 総務課長
 出先機関… 財務担当所長
 学 校… 学校長
- イ 兼務等により2以上の公署に通勤している場合
 本務の公署に通勤届を提出する。
- ウ もっぱら兼務の公署のみに勤務する場合
 兼務の公署を経由して本務の公署に通勤届を提出する。ただし、公署の所在地が近接し、本務の公署で十分通勤の事情を知りうる場合はこの限りでない。
 なお、兼務の公署を経由して届を提出する場合は、運賃等相当額の算出まで兼務公署で行うようにする。

事務連絡
 平成13年11月1日

事務連絡
 平成13年11月1日

福岡県教育委員会
 事務決裁規定

運用通知第4の3の
 (1)・(2)

(4) 通勤届記入上の注意点 ア 通勤経路の記入方法 (ア) 職員が現に通勤している経路を、赤色で、職員本人に記入させること。 (イ) 自動車等使用区間について、職員が記入した通勤経路と、一般に利用する最短の経路が異なる場合は、認定権者が青色で、認定経路を記入すること。	
例21 届出が必要な場合 ① 自転車通勤することを常例とする職員が冬期間降雪等のため相当長期間にわたって交通機関等を利用することが予測され常例と認められるときには、その時をもって通勤の実情に変更があったものとして届出を要する。(通勤方法の変更) ② 勤務公署の所在地の変更による場合(通勤経路の変更に該当) ③ 職員が交替制勤務から普通勤務に変わる等の勤務態様の変更により負担する運賃等の額に変更があった場合(負担する運賃等の額の変更) ④ 臨時的任用職員等で任用形態に異動があった場合(産休代替→育休代替等)	運用通知第4の3の(6) 運用通知第4の3の(3) 運用通知第4の3の(4)
例22 届出が必要でない場合 ① 交通機関等の運賃及び料金改定により職員の負担する運賃等の額に変更があった場合(認定権者が認定変更を行う。) ② 退職、死亡、休職等当然に認定権者において把握できる場合 ③ 各月における夜間勤務の回数の変更に伴う通勤手当の月額の変更の場合(認定権者が月額の変更を行う。) ④ 通用期間の月数の異なる定期券の購入又は利用する乗車券の種類の変更により負担する運賃等の額に変更があった場合(ただし、認定額の変更を伴う場合は新たに届け出が必要) ⑤ 臨時的任用職員、再任用職員等で任用期間更新の場合	運用通知第4の3の(7) 運用通知第4の3の(5) 運用通知第4の18の(3)
3 認定手続等 (1) 認定権者は、通勤に関する届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が通勤手当の支給を受ける要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 ア 確認事項 ・ 運賃等負担の状況 ・ 運賃等の額 ・ 交通用具使用の状況 ・ 自動車等使用区間に係る一般に利用する最短の経路 ・ その他通勤届に記入することとされている事項 イ 確認方法 (ア) 交通機関等利用者及び併用者 ・ 定期券(これに準ずるものを含む。)の提示を求める。 ・ 回数券等を利用する職員の通勤の認定は、当該職員の勤務の態様、交通機関の種類、交通事情等を総合考慮して至当と認められる場合はそれにより認定する。 ・ 運賃負担方法が現金に限定されている交通機関を利用する場合を除き、現金で交通機関を利用する者については、通勤手当は支給できない。 ・ 当該交通機関等を利用する経路が通常と認められる場合であって当該交通機関等以外の方法により通勤している事実が認められない場合には、当該交通機関等を利用しているものと認定する。 ・ 必要があると認めるときは、通勤の実情を実地に調査する。 (イ) 交通用具使用者及び併用者 ・ 必要があると認めるときは、駐車場料金の領収書、自転車預かり料の領収書等で確認する。 ・ 必要があると認めるときは、現地確認を行う。(例：駐車場の状況) (ウ) その他 ・ 手当の支給の始期等については、住居等の変更の事実、出勤の事実等により、反証がない限り職員の届出の事実発生の日による。 ・ 経路の長さの測定に当たっては、便宜上、国土交通省国土地理院発行の	規則第12条の15第1項 福岡県教育委員会 事務決裁規定 運用通知第4の4 24教総第417号 24教教第403号 平成24年5月23日 運用通知第4の4 運用通知第4の2の(2)

地形図(縮尺5万分の1以上のものに限る。)等について、キルビメーターを用いて行う方法、または、国土交通省国土地理院発行の地形図(縮尺5万分の1以上のものに限る。)等に基づく電子地図で、2点間の距離を経路に沿って測定できるものを用いて行う方法によることができる。

ただし、この測定は、実測に優先するものと解してはならない。

- (2) 認定権者は、通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤届の確認及び決定欄に記載する。

規則第12条の15第2項

第8 支給の始期、終期及び支給額改定の時期

規則第12条の25

住居手当の規定を準用し、下表の区分に応じて支給の始期、終期及び支給額改定の時期を定める。

区 分		支給の始期、終期及び支給額改定の時期等	
始期	新たに支給対象職員たる要件を具備するに至った場合	その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は額の改定を行う。	ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は額の増額を行う。
終期	支給対象職員たる要件を欠くに至った場合(離職又は死亡した場合を含む。)	その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。	届出にかかわらず、左のとおり。

区 分		支給の始期、終期及び支給額改定の時期等	
増額改定	額を増額すべき事実が生じた場合	その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は額の改定を行う。	ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は額の増額を行う。
同額減額改定	額を減額すべき事実が生じた場合		届出にかかわらず、左のとおり。

「届出を受理した日」

届出を受け付けた日をさす。

ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあつて届出書類の送達に期日を要する場合は、職員が届出書類を発送した日をもって届出を受理した日とみなして取り扱うことができる。

運用通知第4の20の(2)

「新たに支給対象職員たる要件を具備するに至った日」及び

「額を増額(減額)すべき事実の生じた日」

職員が要件を満たし、通勤しうる状態に至った日をいう。

- 交通機関の運賃改定による場合
 - ・鉄道及び西鉄バス以外の場合：運賃値上げの日とする。職員の所持する旧運賃による定期券の通用期間の満了した日の翌日とはしない。
 - ・鉄道及び西鉄バスの場合：第12の4の(1)のとおり
- 住居の移転による場合
 - 通常は移転の完了した翌日とする。
 - 移転の翌日が休日・休暇等により通勤行為を行わなかったとしても、移転の翌日を事実発生の日とする。
 - (移転日に新住居からの通勤の事実があった場合は移転日とする。)
- 年末年始の取扱い
 - 12月29日に住居移転を完了した場合、12月30日を事実発生の日とする。
 - 単なる通勤方法の変更にすぎない場合は、現に通勤行為があった日とする。

(例：12月30日にバスの定期券の通用期間が満了し、自動車に通勤方法を変更する場合は、1月4日を事実発生の日とする。)

- 長期休暇、休職（病気休暇、産前産後休暇、病気休職等）中の住居移転
継続して通勤することが常態となる日の属する月の前月以前に住居移転を完了した場合は、継続して通勤することが常態となる日の属する月の初日を事実発生の日とする。

継続して通勤することが常態となる日の属する月に完了した場合は住居移転を完了した日の翌日を事実発生の日とする。

- 転任の場合

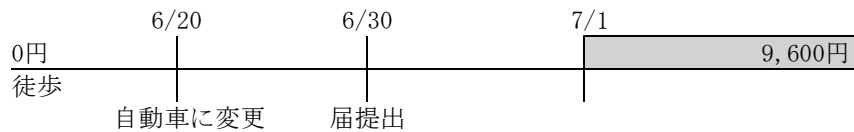
当該異動の発令日をもって月額を変更すべき事実が生じた日として取り扱う。

運用通知第4の20の(1)

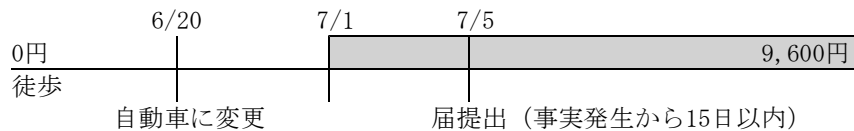
例23 支給の始期、終期及び支給額の改定

[設例] 自動車等使用距離は、13kmとする。

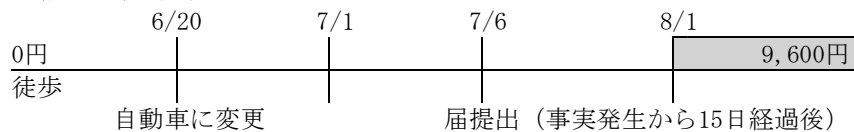
① 支給の始期（1）



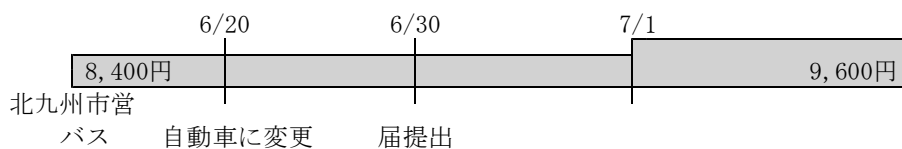
② 支給の始期（2）



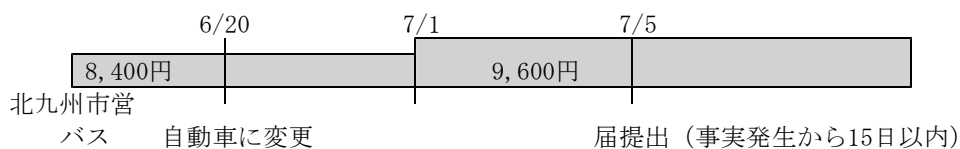
③ 支給の始期（3）



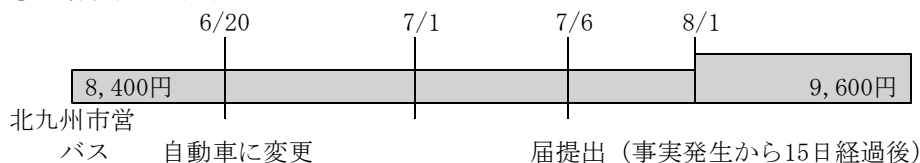
④ 増額改定（1）



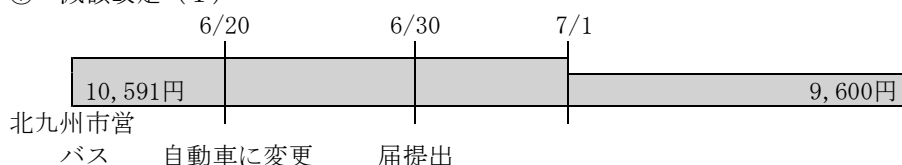
⑤ 増額改定（2）



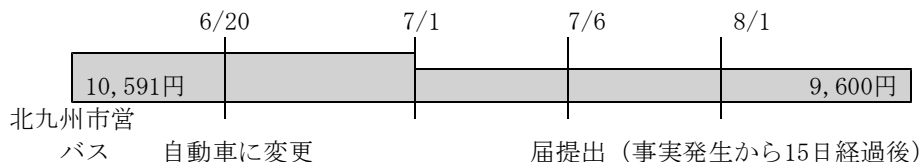
⑥ 増額改定（3）



⑦ 減額改定（1）



⑧ 減額改定（２）



例24 住居移転の取扱い

月末に住居移転を完了し、翌日（月の初日）は休日・休暇等により通勤せず、翌々日（月の２日以降）から通勤を開始した場合でも、翌日（月の初日）が事実発生の日となる。



したがって、この場合６月から支給を開始又は支給額を改定する。
(１５日以内の届出があった場合)

第９ 随時確認

１ 随時確認の実施

任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適当であるかどうかを毎月確認し、通勤費負担状況確認簿に記録しなければならない。

なお、交通機関利用者にあつては、定期券等の呈示を求め、当該書類の写し（ＩＣカード乗車券利用者については利用履歴等）を少なくとも年１回徴し、現に利用している事実を確認すること。

２ 随時確認の時期

毎月の給料支給時

３ 随時確認の方法及び確認事項

認定時に準じる。

４ 随時確認の記録

通勤費負担状況確認簿に記録しなければならない。
庶務事務システム対象者は、当該システムによる随時確認を行う。

規則第12条の27
27教総第659号
27教教第795号
平成27年6月15日
24教総第417号
24教教第403号
平成24年5月23日

第10 不支給・日割等

１ 支給しない場合

通勤手当の支給を受けている職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により、給与期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その給与期間の通勤手当は支給しない。

２ 日割計算を必要とする場合

- (１) 月の中途における休職、専従許可、派遣、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、停職（鉄道・西鉄バス利用者を除く。）
- (２) 上記（１）の終了による復職・職務復帰（鉄道・西鉄バス利用者を含む。）

規則第12条の26

規則第8条
運用通知第4の19の(3)
(4)

例25 勤務時間の中で休職が発令された場合は、その日を含め休職の期間中は通勤手当は支給しない。

例26 通勤手当の支給を受けている職員が規則第8条の規定により休職にされ、専従許可を受け、派遣され、育児休業を始め、大学院修学休業を始め、自己啓発等休業を始め、配偶者同行休業を始め、又は停職にされた場合は、その期間中通勤手当は支給しない（ただし鉄道・西鉄バス利用者の場合は日割計算しない。）。

その場合でも、いぜんとして交通機関等を利用し、又は交通用具を使用することを常例とする職員として取り扱い、復職等をした場合は復職等の日（通勤を始めた日ではなく）から日割計算により支給する（鉄道・西鉄バス利用者を含む。）。

例27 通勤手当の支給を受けていた職員が、月の初日から特別休暇・年休等により通勤せず、その後住居移転により通勤手当を受けなくなった場合の当月の通勤手当は、給与期間の全日数にわたって経費の負担がないため支給しない。

第11 新幹線鉄道等に係る特別加算

1 加算の概要及び趣旨

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、従前の通勤時間よりも長時間の通勤を要することとなる等通勤の実情に変更を生ずることとなったため、新幹線鉄道、高速道路等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用しなければ通勤することが困難な職員のうち、当該新幹線鉄道等の利用により相当程度の通勤事情の改善があると認められ、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員に支給される加算である。

条例第13条の4第3項
規則第12条の22

2 加算対象者

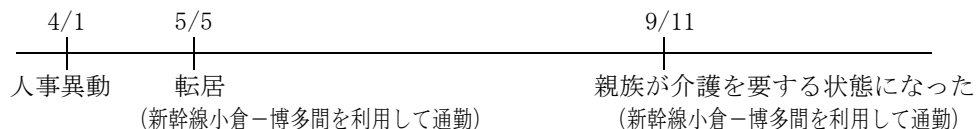
- (1) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、当該異動前又は移転前の住居から引き続き通勤する職員
- (2) 新規採用職員で、その採用の日の住居から引き続き通勤する職員
- (3) 配偶者、父母等を介護するために通勤することとなった職員
※下記の場合も含む。
ア 高齢（65歳の誕生日以降のもの）の父母等（単身若しくは父母のみの世帯のもの等に限る。）の生活を支援するために通勤することとなった職員
イ 配偶者、父母等が病気治療のために特定の医療機関に通院等の必要が生じたことにより通勤することとなった職員
- (4) 配偶者が引き続き就業するために転居し、当該転居後の住居から通勤することとなった職員
- (5) 婚姻（いわゆる内縁関係を含む。）により配偶者と同居するために転居し、当該転居後の住居から通勤することとなった職員
- (6) 新築又は購入により取得した住宅（相続・贈与により取得した場合を除き、職員又は配偶者が所有するものに限る。）に転居し、当該転居後の住居から通勤することとなった職員
- (7) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居したことがある職員で、過去6年以内において当該異動等の直前に居住していた住居（新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路が異なる住居を含む。）に再び転居し、当該転居後の住居から通勤することとなった職員
- (8) 配偶者のない職員及び配偶者の疾病その他人事委員会の認めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員並びにこれらの職員と同等の事情にあると人事委員会が認める職員で、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居して生活するための住居から通勤することとなった職員

運用通知第4の17の(3)
22教総第2592号
22教教第3417号
平成23年3月18日

例28 介護関係

- ① 親族を介護するため転居して、新幹線・高速道路等を利用する状況になった場合
- | | | |
|------|-------------|--------------------|
| 4/1 | 5/5 | |
| 人事異動 | 親族を介護するため転居 | (新幹線小倉ー博多間を利用して通勤) |
- ・転居時点（5/5：6月分手当）から適用可

- ② 同居している親族が、介護を要する状況になった場合



・親族が介護を要する状態になった時点（9/11：10月分手当）から適用可

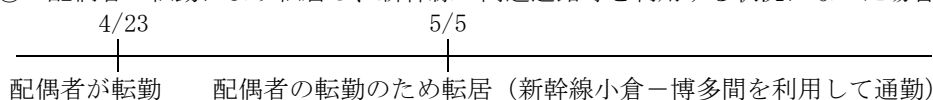
※介護状態が解消したとき

要介護者の介護のため転居した場合は、介護を要する状況が解消された日以後も通勤形態に変更がなければ、引き続き特別加算を支給できる。

（上記例では①は○、②は×）

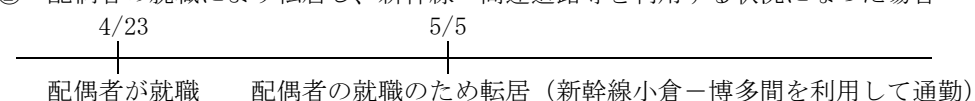
例29 配偶者の就業維持関係

- ① 配偶者の転勤により転居し、新幹線・高速道路等を利用する状況になった場合



・転居時点（5/5：6月分手当）から適用可

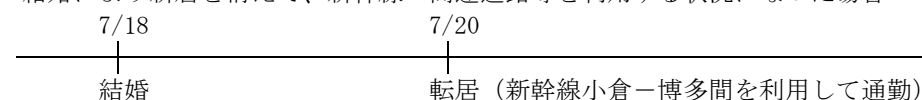
- ② 配偶者の就職により転居し、新幹線・高速道路等を利用する状況になった場合



・適用不可

例30 婚姻関係

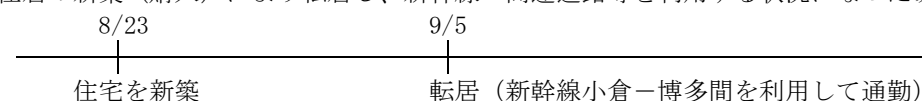
結婚により新居を構えて、新幹線・高速道路等を利用する状況になった場合



・転居時点（7/20：8月分手当）から適用可

例31 新築（購入）住宅関係

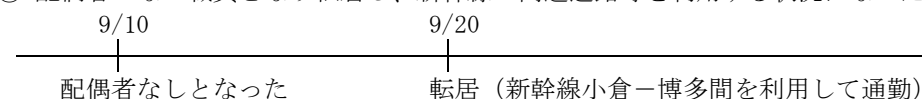
住居の新築（購入）により転居し、新幹線・高速道路等を利用する状況になった場合



・転居時点（9/5：10月分手当）から適用可

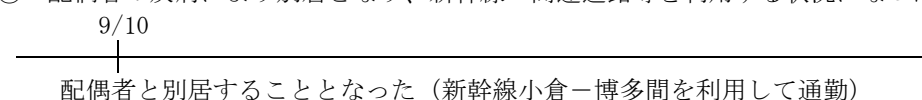
例32 育児関係

- ① 配偶者のない職員となり転居し、新幹線・高速道路等を利用する状況になった場合



・転居時点（9/20：10月分手当）から適用可

- ② 配偶者の疾病により別居となり、新幹線・高速道路等を利用する状況になった場合



・転居時点（9/10：10月分手当）から適用可

※子の成長または配偶者の状況が変化し該当しなくなったとき

配偶者のない職員または配偶者と別居となり転居した場合は、該当しなくなった後も通勤形態に変更がなければ、引き続き特別加算を支給できる。（上記例では①は○、②は×）

3 支給要件

- (1) 新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難な職員の基準
- ア 新幹線鉄道等を利用する場合については、当該新幹線鉄道等以外の経済的かつ合理的な通常の経路、方法によって通勤するものとした場合において、通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であること。
- イ 高速道路、その他の有料道路等（以下「高速道路等」という。）を利用する場合については、当該高速道路等以外の経済的かつ合理的な通常の経路により通勤するものとした場合において、通勤距離が60キロメートル以上又は次の(ア)から(エ)の全てに該当する職員であること。
- (ア) 高速道路等以外の経済的かつ合理的な通常の経路により通勤するものとした場合における通勤時間が90分以上であること。
- (イ) 高速道路等以外の経済的かつ合理的な通常の経路により通勤するものとした場合における通勤距離が30km以上であること。
- (ウ) 交通機関等（新幹線等を除く。）を利用して通勤するものとした場合において、交通機関及び交通の用具を利用することとなる距離の合計が40km以上であること。
- なお、距離の算出に当たっては、次の基準によって行うこと。
- ① J R 鹿児島本線・長崎本線・日豊本線・篠栗線・筑肥線、西日本鉄道天神大牟田線・太宰府線については、その利用距離とする。
- ② ①以外の鉄道及び軌道については、その利用距離を4/3倍に換算する。
- ③ ①②以外の交通機関及び交通の用具を利用することとなる区間については、その合計した距離を2倍に換算する。
- ④ 経路・方法については、合理的と認められるものによることとする。
- (2) 新幹線鉄道等の利用による通勤事情の改善の程度の基準
- 新幹線鉄道等の利用により、通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること。
- ア 人事委員会が指定している区間（指定区間）
- (ア) 新幹線を利用して通勤する場合のJ R 小倉駅とJ R 博多駅の区間（当該区間を最低区間とし、これを超えて通勤する区間も含む。）
- (イ) J R 大牟田駅とJ R 博多駅の区間（当該区間を最低区間とし、これを超えて通勤する区間も含む。なお、時差通勤が認められている所属においては、A勤務に限るものとする。）
- イ 指定区間以外について
- (ア) 新幹線・J R 在来線特急利用の場合
- ① 県内及び鳥栖駅・新鳥栖駅を新幹線鉄道等利用区間（当該区間を最低とし、その区間を越える場合を含む。）とする場合については、別表1によること。
- ② 佐賀駅ー博多駅を新幹線鉄道等の利用区間とするものは、新幹線の鳥栖駅乗換え・J R 在来線特急直通利用共に30分短縮を認めるが、いずれを利用する場合であっても特別料金等に係る通勤手当は、より経済的なJ R 在来線特急直通利用の額とする。
- ③ その他の県外地域を利用区間とするものについては、当分の間、認定権者を通じ、認定の都度※協議のこと。
- ※a 庶務事務システム対象外職員については、教職員課給与総務係
- b 庶務事務システム対象職員については、総務課人事文書班
- c 市町村立学校については、各教育事務所総務課教職員係
- (イ) 高速道路等利用の場合
- 高速道路等利用以外の経済的かつ合理的な通常の経路による通勤時間に比べ、当該高速道路等の利用による通勤時間が30分以上（ただし、当該高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が40km以上である場合にあっては20分以上）短縮されるかどうかを平成8年3月28日「自動車等を利用して通勤する場合の通勤時間の確認について」（以下「通知」という。）を参考にして認定権者において確認及び決定すること。なお、通知中の「久留米市内」については、通知日現在の久留米市内であること。
- (3) 鉄道利用に係る加算額の取扱い
- 通常勤務者の場合は、
- 新幹線鉄道：新幹線定期券(F R E X ・新幹線エクセルパス) } を購入してい
J R 特急列車：特急券付定期券（エクセルパス） } る者に限る。
- ※ この場合の定期券は、原則としてその月の初日（異動にあっては赴任の日）

運用通知第4の11
22教総第2592号
22教教第3417号
平成23年3月18日

規則第12条の22の3
運用通知第4の13

8教総人第244号
8教総給第114号
平成9年3月5日
14教総人第63号
14教教給第17号
平成14年5月1日

13教総人第317号
13教教給第104号
平成14年3月27日

を含み、やむを得ない事情にあると認定権者が認める場合を除き、定期の通
用期間は継続しているものであること。

23教総第2842号
23教教第3579号
平成24年3月12日
別表1

新幹線及び在来線特急利用による通勤事情の改善について

- ：特急利用で認定できる区間
 (効果有：特急利用による短縮効果が30分以上あり、かつ自宅から勤務先までが60km以上である。)
 ●：自宅から勤務先までが60km又は90分以上の要件を満たす場合に限り、特急利用で認定できる
 区間 (効果有：特急利用による短縮効果が30分以上である。)
 ×：特急利用を認定しない区間 (効果無：特急利用による短縮効果が30分に満たない。)

(平成24年3月17日以降適用)

		勤務先側の特急乗降駅																
		新大牟田	瀬高	筑後船小屋	久留米	新鳥栖	二日市	博多	香椎	福岡	東郷	赤間	折尾	黒崎	戸畑	小倉	行橋	宇島
自宅側の 特急乗降 駅	新大牟田		×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	瀬高	×		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
	筑後船小屋	×	×		×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
	久留米	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
	新鳥栖	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
	二日市	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	※○	○	○	○
	博多	○	●	●	×	×	×		×	×	×	×	×	×	※○	○	○	○
	香椎	○	○	●	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	○	○
	福岡	○	○	○	●	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	○
	東郷	○	○	○	○	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	○
	赤間	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	○
	折尾	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	○
	黒崎	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	●
	戸畑	○	○	○	○	○	※○	※○	×	×	×	×	×	×		×	×	×
	小倉	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×		×	×
	行橋	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×		×
	宇島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	×	×

※戸畑－二日市、戸畑－博多については小倉回り。

- (注1) この表の○及び●印は、職員が新幹線鉄道等を利用しようとする区間が、その職員の通勤の最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法であると認められる場合のものである。従って、いわゆる逆行や迂回してでも○及び●印の区間を利用しさえすれば特別料金を支給するというわけではない。
- (注2) 原則として新大牟田駅による新幹線利用による認定については、この表の○印のほか、住居又は勤務公署が飯江川以南に存することを条件とする。
- (注3) ●印の区間を新幹線で利用する場合及びこの表にない区間(○印の区間を最低とし、その区間を越える場合を除く)を新幹線等(在来線特急含む)で利用する場合の認定については、事前に※協議すること。
- ※① 庶務事務システム対象外職員については、教職員課給与総務係
 ② 庶務事務システム対象職員については、総務課人事文書班
 ③ 市町村立学校については、各教育事務所総務課教職員係

- (注4) ●印の区間を在来線特急で利用する場合の認定については事前協議は不要であるが、特急を利用しない場合の通勤時間が90分以上であるかの確認については勤務開始前に勤務公署に到着する便で、自宅を最も遅く出発する便となる公共交通機関を利用する際に要する時間若しくは勤務終了時後自宅に最も早く到着する公共交通機関の便を利用する際に要する時間のいずれかで判断すること。

例33 通勤時間とは自宅を出てから勤務公署に着くまでの時間である。したがって、新幹線等の交通機関の場合は、乗り継ぎ等に伴う待ち時間も含まれることになる。

なお、乗り継ぎに関しては、通常徒歩により確実に間に合うものをいい、日によって間に合ったり間に合わなかったりするような場合や走らなければ間に合わないような場合は認められない。

例34 特別料金等を負担することを常例とする職員は、原則として往復ともに利用している者であり、自己都合により片道のみしか利用していない場合は対象とならない。

なお、交通機関等のダイヤの都合で往路又は帰路のいずれか片道のみでしか利用が不可能な場合等特殊な事情があるものは、個別に判断することとなる。

例35 通勤困難職員の「通勤時間が90分以上」の基準及び通勤事情の改善の「通勤時間の30分以上の短縮」の基準は、同一交通機関について、往路のみ又は復路のみが該当する場合でもよい。

なお、新幹線等の交通機関の場合は、「新幹線等を利用する場合」、「利用しない場合」とともに自宅を出る時刻が最も遅い便（帰路においては、終業時後自宅に到着する時刻が最も早い便）を基準とする（本人が現に利用する便と基準となる便に相違が生じることはあり得る。）。

7教総給第103号
平成8年1月5日

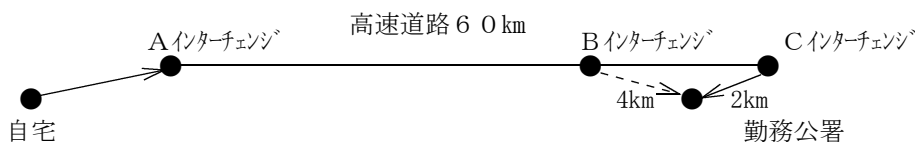
22教総第2592号
22教教第3417号
平成23年3月18日

例36 高速道路等を利用する場合の自宅から高速道路等の乗り口まで及び高速道路等の降り口から勤務公署までの経路については、「一般に利用しうる最短の経路」による。

この場合、住居から道のりが最も近いものを「住居側出入口」とし、同じく勤務公署からの道のりが最も近いものを「勤務公署側出入口」とする。なお、住居又は勤務公署からこれらの出入口への進行方向は問わないものとする。

ただし、通勤手当支給総額において、上記の出入口よりも経済的となる出入口を職員が現に利用する場合には、その出入口により経路を定めることもできる。

19教総第1865号
19教教第1875号
平成19年8月31日



※ Bインターチェンジ、Cインターチェンジいずれの出入口も認められる。

4 特別加算を認めた場合の通勤手当額

- 交通機関利用者の場合
通勤に要する特別料金等の額と運賃等相当額との合計額。
- 交通用具使用者の場合
通勤に要する特別料金等の額と距離対応額との合計額。
- 併用者の場合
通勤に要する特別料金等の額と運賃等相当額及び距離対応額との合計額。

条例第13条の4第3項
規則第12条の22の4

※ 新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路の始点又は終点が福岡県外（福岡県内に準ずる地域として人事委員会が認める職員を除く。）である職員（任用の事情等を考慮して人事委員会が認める職員を除く。）で特別料金等の額を支給対象期間の月数で除して得た額が41,000円を超えるものは、支給対象期間につき、41,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

22教総第2592号
22教教第3417号
平成23年3月18日

福岡県内に準ずる地域として人事委員会が定める地域

山口県下関市（菊川町、豊浦町、豊田町及び豊北町の区域を除く。）
佐賀県鳥栖市、唐津市（浜玉町の区域に限る。）
熊本県荒尾市、玉名郡南関町
大分県中津市（山国町の区域を除く。）、日田市（天瀬町、大山町、上津江町、中津江村及び前津江町の区域を除く。）

例37 高速道路等の特別料金（精算前の当初支給額）の割引率は当該職員が利用する高速道路等の区間の片道料金の額に当該職員の月の通勤所要回数を乗じて得られた額の範囲内で購入可能な回数券のうち、最も割引率の高いものを適用するものとする。

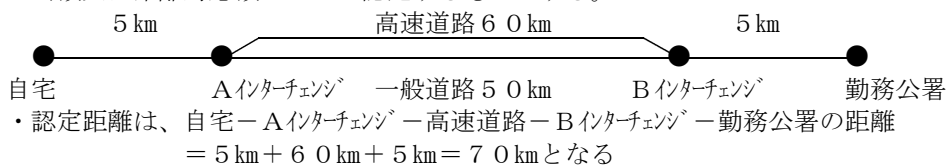
○ 高速道路等の割引率について

有料 道路名	料金の 区 分	割 引 率							
		H15. 5. 1～	H17. 10. 1～	H17. 11. 1～	H18. 12. 1～	H21. 8. 1～	H22. 7. 1～	H23. 7. 1～	H26. 2. 1～
高速自動車国道 (九州・長崎・大分自動車道等)	通行区間 による額	10, 000 /10, 500	ETCを利用していない職員：割引率適用なし ETCを利用している職員：10,000/10,500		割引率の適用なし				
福岡都市 高速	620円		10, 000/10, 500	12, 200/14, 400					
椎田道路	通行区間 による額	割引率の 適用なし					無 料 化 社会実験	割引率の 適用なし	
北九州都 市高速	510円	10, 000 / 12, 000				割引率の適用なし			
福岡前原 道路	100円	1, 000 / 1, 100							割引率の 適用なし
	150円	1, 500 / 1, 650							
	200円	2, 030 / 2, 200							
	250円	2, 520 / 2, 750							
	350円	3, 530 / 3, 850							

なお、認定額を「片道料金×4×2×割引率」で算出した道路の高速加算額の翌月精算時の利用対応額は「認定額（銭位未満四捨五入）×1／4×2×利用回数」（銭位未満四捨五入後、円未満四捨）により算出すること。

13教総人第317号
13教教給第104号
平成14年3月27日
18教総第2968号
18教教第3001号
平成18年12月15日
19教総第761号
19教教第599号
平成19年5月28日
21教総第763号
21教教第899号
平成21年6月29日
22教総第689号
22教教第882号
平成22年6月24日
23教教第802号
平成23年6月17日
25教総第2750号
25教教第3549号
平成26年2月19日
25教総第3120号
25教教第3865号
平成26年3月27日
25教教第3868号
平成26年3月27日
26教総第1891号
26教教第2563号
平成26年9月30日
26教総第2573号
26教教第3305号
平成26年12月19日

例38 新幹線鉄道等に係る特別加算の適用を受ける者の通勤経路及び運賃等相当額又は距離対応額については、現に新幹線鉄道等の利用に基づいた通勤経路及び運賃等相当額又は距離対応額によって認定するものとする。



例39 高速道路等の特別料金の区分は当該職員が通勤に利用している自動車に適用される普通車又は軽自動車等の通行料金の額を適用するものとする。

14教総人第403号
14教教給第91号
平成15年2月26日

5 高速加算額の翌月精算

(1) 精算の方法

給料日に支給された当月分の高速加算額は、同月の利用対応額により精算し、翌月の給与において、精算部分に係る精算残の差引き（下記（注）に該当するときは精算後不足額の追給）を行うものとする。

$$\boxed{\text{各月に実際に支給される高速加算額}} = \boxed{\text{当月分の認定額}} - \underbrace{\left\{ \text{前月分の認定額} - \text{前月分の高速自動車国道等の利用対応額} \right\}}_{\text{前月分の精算部分（注）}}$$

（注） 下記のいずれかに該当した結果、前月分の高速自動車国道等の利用対応額が

13教総人第317号
13教教給第104号
平成14年3月27日
18教総第2968号
18教教第3001号
平成18年12月15日

20教総第403号

- 前月分の認定額を上回った場合（前月分の精算部分がマイナスとなった場合）、当該精算後不足額を追給することができる。
- ア 当該月の正規の勤務を割り振られた日数が21日（交代制勤務者にあつてはその者の1箇月当たりの平均要勤務日数）を超えたことにより、当該月の利用回数が42回を超えることとなった場合
- イ 週休日又は休日に勤務を命じられたことにより、当該月の利用回数が42回を超えることとなった場合
- ウ 正規の勤務時間に係る勤務が終了して退庁した後、業務のため再出勤を命じられたことにより、当該月の利用回数が42回を超えることとなった場合
- ※ 県外から通勤する場合で41,000円の上限額で認定されている者については、上記の（注）に該当する場合でも上限を超えて支給することはできない。

20教教第343号
平成20年5月1日

（2）利用対応額（通常勤務者）

道 路 名	利 用 対 応 額
高速自動車国道	1 箇月に現に負担した認定区間の通行料金 (片道42回以内)
福岡都市高速道路	
椎田道路	
北九州都市高速道路	
福岡前原道路	

23教総第654号
23教教第802号
平成23年6月17日
25教総第2750号
平成26年2月19日
26教総第1891号
26教教第2563号
平成26年9月30日

- ※ 高速自動車国道及び椎田道路に係る高速加算額の認定を受け、ETCを利用して通行料金を負担する職員の「現に負担した認定区間の通行料金」は、通行時間帯及び利用回数によって適用となる平日朝夕割引等の割引率に応じて算定する必要があるため注意すること。

26教総第91号
26教教第48号
平成26年4月7日

6 認定手続

- （1） 特別料金等の認定は通勤届に基づいて行う。
- （2） 添付書類について

規則第12条の22の7
運用通知第4の17
22教総第2592号
22教教第3417号
平成23年3月18日

- 以下の事由により新たに特急列車又は有料道路料金に相当する額を通勤手当として加算する対象となった職員は「新幹線鉄道等通勤手当における新幹線鉄道等の利用に係る申立書」及びそれぞれの申立て内容を証明する書類（※）を添付すること。
- ア 配偶者、父母等を介護するために通勤することとなった職員
- （ア） 高齢（65歳の誕生日以降のもの）の父母等（単身若しくは父母のみの世帯のもの等に限る。）の生活を支援するために通勤することとなった職員
- （イ） 配偶者・父母等が病気治療のために特定の医療機関に通院等の必要が生じたことにより通勤することとなった職員
- （ウ） 要介護者の介護のため転居し対象職員となった者で、介護を要する状態が解消された日以後も当該転居後の住居から引き続き通勤している職員
- ※ （イ）又は（ウ）の場合…要介護状態についての証明書（医師の診断書（写）等）
- イ 配偶者が引き続き就業するために転居し、当該転居後の住居から通勤することとなった職員
- ※ 配偶者の転勤を証明する書類（転勤の辞令（写）等）
- ウ 婚姻（いわゆる内縁関係を含む。）により配偶者と同居するために転居し、当該転居後の住居から通勤することとなった職員
- ※ 住民票の謄本等（内縁関係の場合は扶養手当の認定書類に準じる。）
- エ 新築又は購入により取得した住宅（相続・贈与により取得した場合を除き、職員又は配偶者が所有するものに限る。）に転居し、当該転居後の住居から通勤することとなった職員
- ※ 住民票の謄本及び登記簿謄本又は住宅の売買契約書（写）等
- オ 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居したことがある職員で、過去6年以内において当該異動等の直前に居住していた住居（新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路が異なる住居を含む。）に再び転居し、当該転居後の住居から通勤することとなった職員で次の要件を満たしていること。
- ① 異動や勤務公署の移転により転居していること
- ② 現在の住居への転入日から過去6年以内に居住していたことがある住居で、
- ①の異動直前に居住していた住居であること
- ※ 「現在の住居」と「異動直前（過去）の住居」が異なる場合は、それぞれの住居の位置関係を示す地図

- ※ 日付及び住居の確認のために所属長が必要とする書類
- ・現在の住居の確認用…住民票
 - ・異動直前（過去）の住居の確認用…住民票の除票、戸籍の附票の抄本等
- カ 配偶者のない職員及び配偶者の疾病その他人事委員会の認めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員並びにこれらの職員と同等の事情にあると人事委員会が認める職員で、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居して生活するための住居から通勤することとなった職員
- ※ 以下の①又は②のいずれか該当するもの
- ① 配偶者のないことがわかる書類（戸籍記載事項証明書等）
 - ② 配偶者の疾病その他人事委員会の認めるやむを得ない事情により配偶者との別居が分かる書類（診断書等の原因証書）
- ※ 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居していることが分かる書類（住民票（世帯全員のもので続柄がわかるもの））

7 随時確認

毎月の随時確認に当たっては、下記書類を職員に提出させることにより、常例として利用していることを確認すること。なお、高速道路等利用者については利用状況申告書を必ず提出させ、利用回数、利用対応額等を把握すること。

ア 新幹線等…新幹線定期券、JR特急券付定期券の写し

イ 高速道路等（ETCを利用して通行料金を負担する職員）…ETC利用明細書

ウ イ以外の有料道路…領収書等の日々の利用が確認できる書類

新幹線等を利用している場合、通勤に利用している全ての交通機関（例えば自宅から駅までの間に利用しているバスの便等も含む。）においてダイヤの変更等が行われていないか併せて確認すること。

ダイヤの変更等があった場合には、その都度、「ダイヤの変更等による確認票」により短縮時間等が基準を満たしているか確認を行い、基準を満たさなくなれば、職員本人からの新たな届出を待つまでもなく、認定権者において加算を取り消すこと。

8 その他

前記以外の事項に関しては、通常の通勤手当の取扱いによること。

13教総人第317号
13教教給第104号
平成14年3月27日

26教総第91号
26教教第48号
平成26年4月7日
事務連絡
平成14年12月26日
事務連絡
平成15年4月8日

第12 鉄道等6箇月定期券制度

1 基本的な支給方法

鉄道（モノレールを含む。）・西鉄バスを利用する職員（交替制勤務者等を除く。）に対し、5月～10月及び11月～4月（支給対象期間）の6箇月定期券の額を支給する。

4月の支給日及び10月の支給日に翌月以降6箇月分を支給する。

- ・5月～10月分：4月の支給日に前払い支給
- ・11月～4月分：10月の支給日に前払い支給

ただし、西鉄バスの100円区間を利用している職員については、1箇月分を毎月支給する。

条例第13条の4第2項
規則第12条の17の2
規則第12条の19
規則第12条の24
運用通知第4の8の(1)

例40 西鉄天神大牟田線と西鉄バスを利用している場合

西鉄天神大牟田線「二日市」～「福岡（天神）」（6箇月定期券代72,040円）と西鉄バス「天神大和証券前」～「県庁前」（片道190円6箇月定期券代40,700円）を利用している職員の手当額

- ・4月及び10月の支給額：72,040円＋40,700円＝112,740円をそれぞれ支給
- ・5～9月及び11～3月の支給額：0円

例41 西鉄貝塚線「名島」～福岡市営地下鉄「博多」を利用している場合 乗り継ぎ定期券で認定し、77,660円（西鉄・地下鉄の乗り継ぎ6箇月定期券の額）を支給する。 なお、福岡市営地下鉄とJR筑肥線についても、乗り継ぎ割引定期券で認定する。	
例42 福岡市営地下鉄「野芥」～「馬出九大病院前」を利用している場合 ちかパス定期券（福岡市営地下鉄全線乗り放題の定期券）で認定し、66,640円（ちかパス6箇月定期券の額）を支給する。 ※ 「地下鉄料金区界表」（右記、通知文書参照のこと。）において、乗車区間の区分が「4区」以上である場合は、ちかパス定期券の価額で認定を行うこととなる。	17教総第3051号 17教教第3213号 平成18年2月1日
例43 西鉄バスと西鉄天神大牟田線を利用している場合 西鉄バス「野間四丁目」～「西鉄高宮駅」（100円区間）と西鉄天神大牟田線「高宮」～「福岡（天神）」（6箇月定期券代34,290円）、西鉄バス「天神大和証券前」～「県庁前」（片道190円、6箇月定期券代40,700円）を利用している職員の手当額 ※ 西鉄バスエコ企業定期額については、西日本鉄道株式会社のホームページを参照すること。（乗り継ぎの場合については、直接問い合わせること。） ・4月及び10月の支給額：3,975円＋34,290円＋40,700円＝78,965円をそれぞれ支給 ・5～9月及び11～3月の支給額：西鉄バス100円区間3,975円を毎月支給（西鉄バス100円区間：100円×2×21×7554/7980＝3,975.7894≒3,975円）	21教総第1389号 21教教第2050号 平成21年9月18日
2 支給対象期間の途中で新たに鉄道及び西鉄バスを利用する場合 (1) 4月1日採用者 4月に6箇月定期券（5月～10月分）の額と併せて1箇月定期券（4月分）の額を支給する。 (2) 年度中途採用者 別掲「途中で異動・採用・経路変更等があった場合の支給方法」による。 途中で異動等があった場合は、翌月から（月の初日の場合は当月から）改定する。支給対象期間の残りの期間に応じて購入できる最長の定期券の額を組み合わせ、1箇月を超える定期券代は必ず前払いで支給する。したがって、最初の月はすべて1箇月定期券の額での支給となり、支給対象期間の残りの期間が6箇月又は3箇月であっても、6箇月定期券の額又は3箇月定期券の額での支給とはならない。 (3) バス（西鉄バスを除く。）又は交通用具からの変更者 翌月から（月の初日の場合は当月から）鉄道等の定期券の額を支給する。支給方法は（2）に同じ。	
例44 地下鉄の「天神」～「馬出九大病院前」（定期券代1箇月8,020円・3箇月22,860円・6箇月43,310円）利用職員の手当額 ① 5月1日採用の場合（5月の1箇月分＋6月～10月の5箇月分） 5月の支給額：8,020円（5月分）＋22,860円（6月～8月分）＋8,020円×2（9月・10月分）＝46,920円 ② 5月22日採用の場合（6月の1箇月分＋7月～10月の4箇月分） 6月の支給額：8,020円（6月分）＋22,860円（7月～9月分）＋8,020円（10月分）＝38,900円	
3 鉄道等の利用に変更が生じた場合 異動・転居等により鉄道等に係る通勤経路を変更した場合は、次の式で求められる額を支給する。 新経路の手当額－旧経路の定期券の払戻しの手続を行った場合の返金額	

*****『旧経路の定期券の払戻しの手続を行った場合の返金額』*****

- (1)算出時期・・・・・・通勤経路を変更した日の属する月の末日
ただし、月の初日に経路を変更した場合で、その日が支給済の定期券代の通用期間の初日の場合は、当該変更した日の前日
- (2)計算方法・・・・・・月単位（1日でも使用すればその月は使用したとみなす。）
例：1箇月と1日使用→2箇月使用

(3) 返金額の算出式

- ① 原則：＜鉄道＞券面金額－経過期間に対応する定期券代－手数料220円

経過期間	経過期間に対応する定期券代
1 箇月	1 箇月定期券代
2 箇月	1 箇月定期券代× 2
3 箇月	3 箇月定期券代
4 箇月	3 箇月定期券代+ 1 箇月定期券代
5 箇月	3 箇月定期券代+ （1 箇月定期券代× 2）

※1 計算の結果、返金額が生じない場合がある。

※2 新幹線鉄道等の上限額(41,000円)で認定を受けている者については

1 箇月定期券代： 41,000円、
3 箇月定期券代： 123,000円(41,000円×3)、
6 箇月定期券代： 246,000円(41,000円×6)とする。

運用通知第4の21の(2)

＜西鉄バス＞

- ・エコ企業定期券の場合(長距離都心フリー定期券での認定も含む。)
券面金額－{片道運賃×2×使用日数(暦日数※)}－手数料510円
 - ・都心フリー定期の場合
券面金額－{250円×3×使用日数(暦日数※)}－手数料510円
 - ・得パスの場合
券面金額－{260円×3×使用日数(暦日数※)}－手数料510円
- ※暦日数・・・通勤を変更した月の末日まで

事務連絡
平成21年10月1日

西鉄バス支給者の通勤届の変更時の注意点！！

ア エコ企業定期券の払戻しについて、西鉄では、転勤・退職・転居・長期欠勤以外の事由で認定のバス経路から変更したり、同じバス経路でも他の券種へ変更したり等の個人の都合による場合は払戻しはできない。

イ 実際にエコ企業定期券の払戻しを受けたか否かにかかわらず、上記＜西鉄バス＞計算式で返金が生じる場合がある。

ア・イの結果、個人的な事情により通勤の実情を変更した場合、個人負担が生じることがあることを対象者にあらかじめ説明を行う。
(詳細は右記事務連絡を参照のこと。)

- ② (1)算出時期のただし書きの場合：経路を変更した日以降の通用期間の定期券代

例45 支給済の定期券代が次のような組み合わせの場合の返金額

5月	6月	7月	8月	9月	10月
1箇月分(A)		3箇月分(B)		1箇月分(C)	1箇月分(D)

＜鉄道＞

Bの初日(6/1)変更：3箇月＋1箇月＋1箇月

(参考) 7/1 変更：3箇月－(1箇月×2)－220円＋1箇月＋1箇月
8/1 変更：1箇月＋1箇月

Cの初日(9/1)変更：1箇月＋1箇月

Dの初日(10/1)変更：1箇月

＜西鉄バス＞

Bの初日（6／1）変更：3箇月＋1箇月＋1箇月

（参考）7／1 変更

エコ企業定期：3箇月－（片道運賃×2×61日）－510円＋1箇月＋1箇月

都心フリー定期：3箇月－（250円×3×61日）－510円＋1箇月＋1箇月

8／1 変更：1箇月＋1箇月

Cの初日（9／1）変更：1箇月＋1箇月

Dの初日（10／1）変更：1箇月

（1） 4月1日異動者等

新経路に係る「4月分の1箇月定期券の額」と「5月～10月分の6箇月定期券の額」を支給する。

なお、返金額は、4月1日に通勤経路を変更＝4月30日に払戻しの手続を行ったときの額となるが、有効期間1月1日～4月30日の6箇月定期券を4月30日に払い戻しても返金額は生じない。

ただし、4月1日が定期券の通用期間の初日である場合は、1箇月分の返金が生じる。

（2） 年度中途異動者等

ア 月の途中で異動、通勤経路の変更が生じた場合

変更の生じた翌月から新経路の額を支給する。その額は、変更の生じた月の末日に払戻しの手続を行ったものとした返金額を差し引いた額とする。

イ 月の初日に異動、通勤経路の変更が生じた場合

（ア）当該異動日が定期券の通用期間の初日でない場合

変更の生じた月から新経路の額を支給する。その額は変更の生じた月の末日に払戻しの手続を行ったものとした返金額を差し引いた額とする。

（イ）当該異動日が定期券の通用期間の初日である場合

変更の生じた月から新経路の額を支給する。その額は変更の生じた月を含めて通用期間の到来していない定期券の額を差し引いた額とする。

例46 4月に西鉄天神大牟田線「柳川」～「大牟田」の6箇月定期券代74,850円の支給を受けた職員が、転居に伴い8月18日からJRの「荒木」～「大牟田」（定期券代1箇月16,780円・3箇月47,830円・6箇月82,530円）と車（使用距離7.5km＝6,000円）使用に変更した場合

〔9月の支給額〕

新経路の手当額：33,560円（＝16,780円×2（9月・10月分））＋6,000円
＝39,560円

返金額：74,850円－（39,510円（西鉄3箇月定期）＋13,860円（西鉄1箇月定期））
－220円（手数料）＝21,260円

差引：39,560円－21,260円＝18,300円

例47 6月から地下鉄の「西新」～「天神」の5箇月分（1箇月＋3箇月＋1箇月）の定期券代48,650円（＝10,030円×2＋28,590円）の支給を受けた職員が、転居に伴い7月1日から「大濠公園」～「天神」（定期券代1箇月8,020円・3箇月22,860円）に変更した場合

〔7月の支給額〕

新経路の手当額：30,880円（＝8,020円（7月分）＋22,860円（8月～10月分））

返金額：48,650円－10,030円＝38,620円

差引：30,880円－38,620円＝△7,740円（7,740円の返納）

例48 4月に西鉄天神大牟田線「小郡」～「福岡（天神）」6箇月定期券代(105,360円)及び地下鉄の「天神」～「馬出九大病院前」の6箇月定期券代(43,310円)の支給を受けた職員が、8月に転居したことに伴い、鉄道の利用区間(経路1のみ)を変更した場合

経路1 西鉄電車：小郡－福岡 → 春日原－福岡(1箇月定期券代10,260円)

経路2 地下鉄：天神－馬出九大病院前 → 変更なし

経路1については、返金を行ったうえで新経路に係る支給を行うが、経路2については利用区間に変更がないため、返金及び支給は行わない。

[9月の支給額]

新経路(経路1)の手当額：20,520円(=10,260円(9月分)+10,260円(10月分))

返金額：105,360円－(55,610円(西鉄3箇月定期)+19,510円(西鉄1箇月定期))

－220円(手数料)=30,020円

差引：20,520円－30,020円=△9,500円(9,500円の返納)

例49 4月に西鉄貝塚線「香椎花園前」～地下鉄「馬出九大病院前」の乗り継ぎ定期券代(75,880円)の支給を受けた職員が、6月に転居したことに伴い、支給要件を喪失した場合

返金額：75,880円－28,100円(西鉄と地下鉄の各1箇月定期券相当額×2^(5月分+6月分))

－220円(手数料)=47,560円

※ 返金に伴う手数料は、220円のみ

例50 10月に西鉄天神大牟田線「大橋」～「福岡（天神）」6箇月定期券代(40,940円)及び地下鉄「天神」～「馬出九大病院前」6箇月定期券代(43,310円)の支給を受けた職員が、転居したことに伴い、4月1日から西鉄電車の区間を変更した場合

経路1 西鉄電車：大橋－福岡 → 平尾－福岡

経路2 地下鉄：天神－馬出九大病院前 → 変更なし

経路1については変更前より区間が短くなっている。経路2については変更なし。

[4月の支給額]

経路1の手当額：32,080円(平尾－福岡間の6箇月定期券額)

経路2の手当額：43,310円

転居により4月1日から鉄道利用区間が短くなったため、新たに4月の1箇月定期券額は支給せず5月～10月までの6箇月定期券額を支給する。

21教総第2727号
21教教第3344号
平成22年3月25日

例51 4月に西鉄バス「天神大和証券前」～「県庁前」(片道190円)6箇月エコ企業定期券代(40,700円)の支給を受けていた職員が6月1日に住居変更し、地下鉄「西新」～「馬出九大病院前」(1箇月+3箇月)に変更した場合

[7月の支給額]

新経路手当額：10,030円(7月)+28,590円(8月～10月)=38,620円

返金額：40,700円－(190円×2×61日※)－510円=17,010円

(※5月1日～6月30日 61日)

差引：38,620円－17,010円=21,610円

例52 10月に西鉄バス「大谷池」～「西小倉駅前」(片道260円)で6箇月エコ企業定期券代(55,690円)の支給を受けていた職員が11月25日に住居を変更し、西鉄バス「上到津」～「ソレイユホール・ムーブ前」(片道230円)(1箇月+3箇月+1箇月)に変更した場合

[12月の支給額]

新経路手当額：9,660円(12月)+27,530円(1月～3月)+9,660円(4月)
=46,850円

返金額：55,690円－(260円×2×30日※)－510円=39,580円

(※11月1日～11月30日 30日)

差引：46,850円－39,580円=7,270円

- (3) 支給停止月がある場合
- ア 6箇月定期券額支給前に支給停止月が判明している場合（産前・産後休暇等）
6箇月定期券の額を支給せずに、支給停止月の前月までの最長の定期券の額を支給する。復帰後は別掲「途中で異動・採用・経路変更等があった場合の支給方法」のとおり支給する。ただし、月の中途の場合についても、当月分から支給する。
- イ 6箇月定期券額支給後に支給停止月が判明した場合
支給停止月以降に係る額を返納する。復帰後は別掲「途中で異動・採用・経路変更等があった場合の支給方法」のとおり支給する。ただし、月の中途の場合についても、当月分から支給する。
- (4) 育児休業を取得したり、休職や停職となった場合
(3)と同様に、6箇月定期券額の支給前に休職等が判明している場合は、休職等になる日の属する月までの分を支給する。
6箇月定期券額の支給後に休職等になった場合は、休職等になる日の属する月の末日に払戻しの手続を行ったものとした返金額を返納する。
復帰後は、復帰した月の日割額と支給対象期間の残りの期間に応じて購入できる最長の定期券の額を組み合わせた額を支給する。（人事給与システムへの入力の際は、「通勤手当人事給与システム入力事例集」を参照すること。）
- (5) 退職の場合
- ア 中途退職の場合
退職した日の属する月の末日に払戻しの手続を行ったものとした返金額を返納する。
- イ 年度末退職の場合
事前に退職が判明している場合は、6箇月定期券額を支給せずに退職までの期間で購入できる最長の定期券の額を支給する。

運用通知第4の19の(3)

4 その他

- (1) 運賃改定が行われた場合
運賃改定の翌月（改定が月の初日の場合は当月）以降の月に係る定期券額を既に手当として支給している場合は、その定期券の通用期間が満了した日の翌月から改定する。
- (2) 届出が遅延した場合
届出があった日の翌月（届出が月の初日であった場合は、当月）から支給する。
その額は支給開始月を含めて最長となる通用期間の定期券を前提とした組合せの定期券の額となる。
なお、経路変更の届出等の場合で、減額改定のときは、届出日にかかわらず、事実の発生日の翌月（その日が月の初日であった場合は、当月）から支給額を改定する。
- (3) 交替制勤務者等の取扱い
- ア 交替制勤務者等
交替制勤務者等にあつては、6箇月定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる区間については6箇月定期券の額を支給し、それ以外の区間については平均1箇月当たりの通勤所要回数分の回数乗車券等の額又は通用期間1箇月の定期券の額のうち低廉となる額を毎月支給する。
- イ 夜間の交替制勤務者
夜間の交替制勤務者のうち、鉄道・西鉄バスを利用している職員にあつては、6箇月定期券の額を支給する。ただし、夜間の加算部分については、1箇月の手当額を基礎とした額を毎月支給する。
- (4) 6箇月定期券の額を支給しない場合
6箇月定期券の額を支給する4月及び10月において、次の事由の発生が事前に判明している場合は、6箇月定期券の額を支給せずに、それまでの期間で購入できる定期券の額を支給する。
- ・職員が退職し、休職し、又は育児休業を取得する場合
 - ・勤務公署が移転する場合

- ・長期休暇や病気休暇等により、職員に月の1日から末日までの全日数を通勤しない月が生じる場合
- ・結婚、新築等で通勤経路が変わることが明らかな場合

例53 年度末(3/31)退職予定者の場合

10月に6箇月定期券の額を支給せずに、5箇月分（3箇月定期券＋1箇月定期券＋1箇月定期券）を支給する。

1 1月～1月	2月	3月
3 箇月	1 箇月	1 箇月

- (5) 6箇月定期券が発行されていない鉄道等の手当額
新幹線加算が認められている者のF R E X（新幹線定期券）は最長3箇月のため、4月及び10月には3箇月定期券の額×2を支給する。
- (6) 通勤経路認定時の添付書類
添付書類は6箇月定期券に限らず、運賃等を実際に負担していることが確認できれば、1箇月定期券、3箇月定期券、回数乗車券いずれでも差し支えない。

*** 途中で異動・採用・経路変更等があった場合の支給方法 ***

◎それぞれの期間で変更があった場合は、▲の支給日にその月分の手当（1箇月定期券の額）と10月又は4月までの残りの期間に応じて購入できる定期券の組合せの額をまとめて支給する。

期 間	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
3/2～4/1	①	⑥											
	▲												
4/2～5/1		①	③			①	①						
		▲											
5/2～6/1			①	③			①						
			▲										
6/2～7/1				①	③								
				▲									
7/2～8/1				①	①	①							
				▲									
8/2～9/1					①	①							
					▲								
9/2～10/1						①	⑥						
						▲							
10/2～11/1						①	③			①	①		
						▲							
11/2～12/1							①	③			①		
							▲						
12/2～1/1								①	③				
								▲					
1/2～2/1										①	①	①	
										▲			
2/2～3/1											①	①	
											▲		

① 1箇月定期券の額 ③ 3箇月定期券の額 ⑥ 6箇月定期券の額